

防災・発災～復興のタイムライン

防災

発災

避難

仮住まい

■住まいの防災

- ・防災グッズの準備
- ・家具の転倒防止
- ・避難場所の確認
- ・自宅の耐震化、防火化
- ・保険の加入、見直し
- ・ハザードマップ等で地域の危険性を確認



■参考：国土交通省
不動産情報ライブラリ

※出典：神奈川県賃貸型応急住宅マニュアル

■住まいの被害



地震



台風



水害



土砂災害



火災

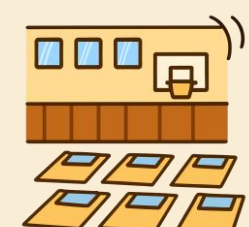
■避難先の選択肢



在宅避難



知人宅等



避難所



二次避難所

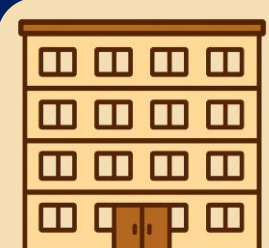


親戚宅
別荘等

■仮住まいの選択肢



自宅
(応急修理)



賃貸型応急住宅
(みなし仮設住宅)



建設型応急住宅
公営住宅



広域避難
(親戚、別荘等)

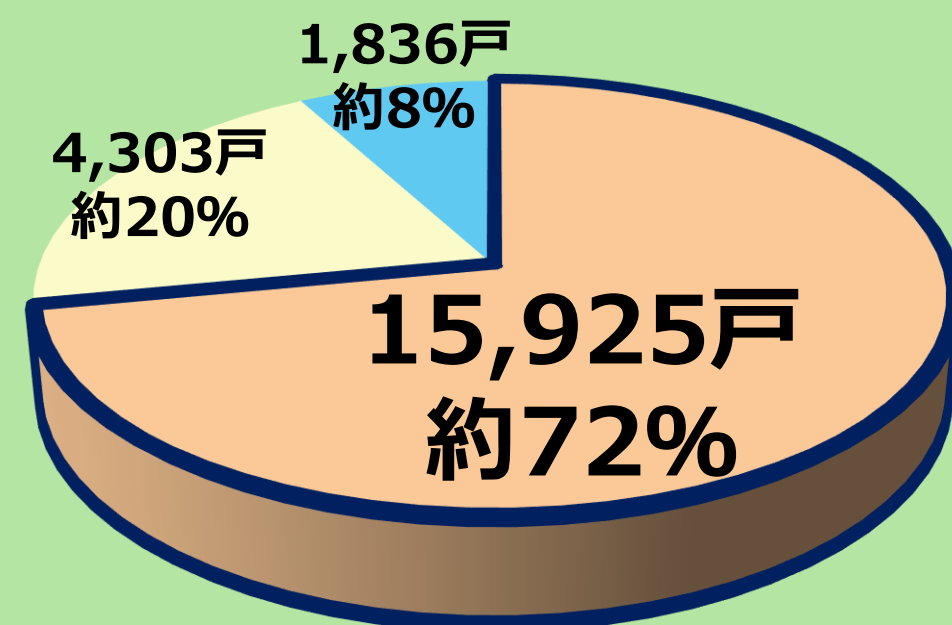
賃貸型応急住宅の有用性

- ・近年の被災者の住まいの確保策として主流。※右図参照
- ・行政でも賃貸型応急住宅の活用を前提とし
その不足分を建設型応急住宅でカバーする方針。

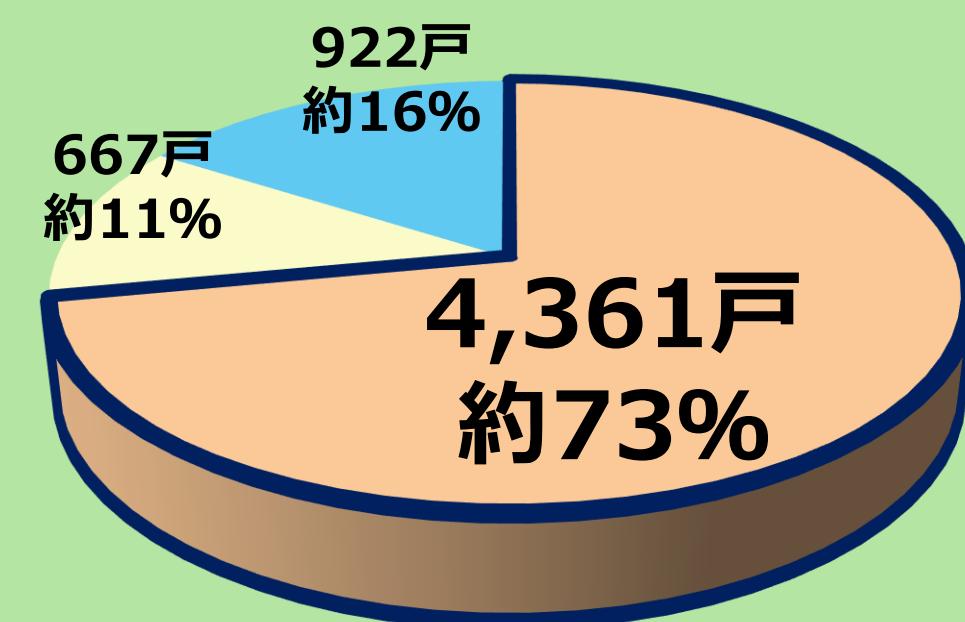
▼建設型応急住宅との比較

賃貸型応急住宅(賃貸住宅)	建設型応急住宅(仮設住宅)
・約2週間での入居が可能	・入居までに半年程度を要する
・駅近等立地の利便性が高い	・賃貸住宅が不足している地域をカバーできる
・立地、間取りの選択肢が多い	・一か所にまとまった戸数を確保できる
・通常の賃貸住宅とほぼ同額	・一戸当たり1000万以上の費用

■熊本地震での活用割合



■西日本豪雨での活用割合



□ 賃貸型 □ 建設型 □ その他

賃貸型応急住宅^(みなし仮設住宅)とは？

災害時に**自治体が民間賃貸住宅の空き室を借上げ、被災者に提供**する制度



どんな人が入居できるの？

- ① 住宅が全壊、または半壊であっても悪臭等により住宅として利用ができない方、かつ罹災証明書をお持ちの方
- ② 住宅の修理が長期間見込まれる方
- ③ ①か②に加え、自己の資力のみでは住宅確保が困難な方



かかる費用は？

▼自治体が負担

- ①家賃:世帯人数に応じた家賃上限以内の物件
- ②共益費(管理費):通常徴収している額
- ③礼金:家賃の1か月以内
- ④退去修繕負担金:家賃の2か月分以内
- ⑤仲介手数料:家賃の0.5か月以内(+消費税)
- ⑥入居時鍵交換費:実費
- ⑦損害(火災)保険料

▼入居者が負担

- ①光熱水費
- ②駐車場料金
- ③自治会費

※入居者の故意、過失による損壊に対する修繕費などは入居者の負担となります。